

事務連絡
令和4年2月

各都道府県
食品ロス削減に関する窓口部局 御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について

日頃より消費者行政、特に食品ロス削減の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、市町村が策定する「市町村食品ロス削減推進計画」については、地域の実情に応じ、各市町村において策定することとされているところ、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」ことが明記されたところです。

つきましては、市町村食品ロス削減推進計画の策定については、複数市町村による共同策定を可能とするものとして、各都道府県から市町村へ改めて当該計画の策定を促すようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度時点で、「都道府県食品ロス削減推進計画」は約6割の都道府県が策定済みとなっており、「市町村食品ロス削減推進計画」については、策定率が2%に留まっております。食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要です。食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置付けを有するものと考えており、引き続き、計画の策定の推進に御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

〔参考〕

○食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_200331_0001.pdf

○「経済財政運営と改革の基本方針2021」

3. 国と地方の新たな役割分担等（地方自治体間の補完・連携等）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf

【問合せ先】

〒100-8958

千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

担当：中根、鈴木、橋本

電話：03-3507-9244(直通)

Mail：no-foodloss@caa.go.jp